

『阿蘇ゆるっと博』 が開催されます ～2011年3月12日から～

九州新幹線の全線開業に合わせ、阿蘇くじゅうの9市町村が一体となって取り組む「阿蘇ゆるっと博」が2011年3月12日から1年間開催されます。これは、阿蘇の各地を博覧会場に見立てて観光客に公共交通機関で巡ってもらい、観光名所や祭り、もてなしなどを楽しんでもらう試みです。

現在、本町も「高森商店街」、「らくだ山麓」、「根子岳山麓」、「奥阿蘇高原」の4つのパビリオン（地域）に分け、エコツーリズムやグリーンツーリズム、タウンツーリズムなど地域や集落でのツーリズム機能の充実を図り、滞在交流型の地域づくりを推進しています。

そこで皆さんがお勧めしたいコンテンツ（散策コースや名所など何でも結構です）がございましたら、高森町観光協会までお知らせください。

■お問い合わせ先

高森町観光協会事務局 Tel 6 2 - 2 2 3 3



法律問題Q & A — 任意後見 —

Q 将来、自分の判断能力が衰えたときに備えて、だれかに将来のことを任せておきたいと思います。どのような方法がありますか。

A 一つの方法として、信頼できる方との間で任意後見契約を結んでおくことが考えられます。

任意後見契約とは、ご本人の判断能力が衰えたときに備えて、信頼できる方に任意後見人となってもらうことを依頼しておくものです。この契約は、必ず公正証書によって行わなければなりません（公正証書の作成は、公証役場で公証人によって行われます）。任意後見契約では、ご本人の判断能力が低下した後、どのような行為について委任をするのか明確に取り決めておく必要があります。例えば、病気になった場合の入通院手続や治療費等の支払い、そのための預金の引き出しや解約について委任しておきたいときは、「医療契約の締結及び医療費の支払」「その支払いに充てるための銀行預金の出金、解



約」などを委任の内容としておくことが考えられます。

ご本人の判断能力が衰えた場合、ご本人や一定範囲の親族、または任意後見契約の相手方（任意後見受任者）の申立により、家庭裁判所が任意後見監督人を選任し、このときから任意後見受任者は任意後見人としての職務を始めることになります。

法テラス高森法律事務所